

令和5年度鳥取県造林事業

標準単価表

鳥取県農林水産部
森林・林業振興局森林づくり推進課

令和5年度標準単価の適用について

1 標準単価の適用について

請負施行、請負施行以外、消費税抜きの3通りとし、その適用については次による。

(1) 請負施行

市町村、森林整備法人、造林公社、森林組合等が事業主体となり請負契約により施行する場合（部分請負は除く）に適用する。

(2) 請負施行以外

森林組合等が事業主体となり、受託により施行する場合及び森林所有者が自力により施行する場合に適用する。

(3) 消費税抜き

(1) 及び (2) において、事業主体又は委託者が原則課税業者で消費税の還付が明らかでない場合、事業経費は (1) 又は (2) を適用し、補助金の算出に当たっては当該単価を適用する。

2 間接費率について

(1) 標準単価に加算する間接費は、間接費率を標準単価に乗じて求める。

(2) 間接費は現場監督費及び社会保険料等とし、その率は次による。

ア 現場監督費

事業の実行に直接必要な作業が現場労働者により実施された場合に限り加算できるものとし、その率は21.0%とする。

イ 社会保険料等

施行地ごとに、事業に従事した各現場労働者について社会保険等（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度）の加入状況に応じ表1に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じた表2に示す率とする。

(表1)

区分	加入している場合の点数	
労災保険	6点	
雇用保険	1点	
健康保険	5点	
厚生年金保険	10点	
退職金共済制度	中小企業退職金共済制度以外	2点
	中小企業退職金共済制度	3点

(表2)

平均点数	加算率
1点以上 7点未満	3%
7点以上 13点未満	10%
13点以上 23点未満	13%
23点以上	18%

※0点の場合は加算しない

(3) 共通仮設費は、直接費の合計の8.4%に相当する額とする。なお、既に共通単価に含まれているため、加算しないこと。

2 地拵え

- ・地拵えと植林作業を同一年度で行う場合は、それらを合わせた単価を標準単価として扱う。
- ・地拵え及び特殊地拵えと植林作業について年度をまたいで別々に行う場合、本単価を標準単価として扱う。
- ・竹林を伐採し植栽する場合は、特殊地拵え（竹林林種転換）＋植栽とする。
- ・畑及び水田に植栽する場合は地拵え経費を計上しないこと。
- ・花粉発生源対策促進事業を除き、機械地拵えを実施した場合は一貫作業システムの機械地拵えの単価を適用することとし、車両系林業機械による全木集材（皆伐）の直後に作業道周辺の地拵えを行ったことを写真等で確認すること。
- ・一貫作業システムの機械地拵えの単価を適用する場合、施行地内に作設する森林作業道は、同一年度での施行及び先行開設での施行ともに除地とし、当該除地面積の求め方は、「鳥取県造林事業等における既設の森林作業道の取扱いについて（平成30年9月20日付第201800166631号森林づくり推進課長通知）」の別紙の3に準ずること。

3 植栽

- ・植栽本数は、1ha当たり3,000本を上限とする。

4 下刈り

- ・下刈りは、植栽により更新した2齢級以下（複層林では5齢級以下）の林分、又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林では下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去に適用する。
- ・2回下刈りは、施業の実施により総経費の縮減が確実である場合に適用する。
- ・薬剤下刈りは、前年度あるいは当年度クズが繁茂していること、及び施業の実施により総経費の縮減が確実である場合に適用する。
- ・薬剤下刈り1、薬剤下刈り2、薬剤下刈り3は使用薬剤により区分し、同表使用薬剤欄のザイトロン、ザイトロンフレノック又はケイピン以外の薬剤を使用した場合は、森林づくり推進課に単価協議すること。

5 雪起こし

- ・雪起こしは、植栽により更新した5齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こしに適用する。

6 倒木起こし

- ・倒木起こしは、植栽により更新した5齢級以下の林分で行う、火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こしに適用する。

7 枝打ち

- ・本数実施率が60%以上で、地上1m以上の高さの生枝を1m以上打ち上げるものに適用する。
- ・6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去に適用する。
- ・12齢級以下の林分において間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去に適用する。
- ・18齢級以下の林分において、更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去に適用する。

8 除伐

- ・除伐とは、下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあっては12齢級以下）の林分において行う、不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰に適用する。
- ・侵入竹除去は、主に人工造林地に侵入した竹を伐倒して片付ける作業に適用する。

9 保育間伐

- ・12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。

10 間伐

- ・間伐は、適正な密度管理を目的として12齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林、立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りでない）の林分又は森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に規定する市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じた林齢以下の林分で行う不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰、搬出集積に適用する。
- ・複層林における間伐においても本単価を適用する。
- ・7齢級以下の森林のみからなる施行地について、車両系の標準単価が適用される作業方法により初回の間伐を行う場合にあっては、間伐の方法にかかわらず、列状間伐に係る標準単価を適用する。ただし、地形等により気象害の発生が明らかに予測され又は施業体系から伐採率を20%未満とすることが適切と判断され、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地は、この限りではない。

11 更新伐

- ・更新伐とは、育成複層林の造成及び育成（長期育成循環施業の対象森林における適正な密度管理を含む）、並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として18齢級以下の林分又は標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分（長期育成循環施業の一環として実施する場合は10齢級以上の場合に限る）において行う不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木の伐倒、搬出集積に適用する。

12 間伐及び更新伐にかかる搬出材積の取扱いについて

- ・搬出材積は、 $90\text{m}^3/\text{ha}$ を上限とする。

13 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 シカ防護柵

- ・シカ防護柵は、「鳥取県造林事業シカ防護柵標準設計仕様書」に規定する仕様を満たす場合に適用する。

14 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 イノシシ防護柵

- ・イノシシ防護柵は、「鳥取県造林事業イノシシ防護柵標準設計仕様書」に規定する仕様を満たす場合に適用する。

15 花粉発生源植替え

- ・花粉発生源植替えは、特定森林造成事業の花粉発生源対策促進事業において行う皆伐（伐倒から集材まで）に適用する。

16 令和5年度標準単価適用の基準日等について

- ・下刈り及び雪起こしについては、令和5年度標準単価を適用する。
- ・下刈り及び雪起こしを除く作業種については、令和4年度内に現地着手し令和5年6月1日以降に現地完了した施行地及び令和5度4月1日以降に現地着手した施行地について、令和5年標準単価を適用する。

表. 枝打ち標準単価等の適用について

枝打範囲 (適用単価)	完了届の 事業種	適用対象とする作業内容
高さ1m未満		補助対象としない
高さ1~2m	枝打A1-〇	地上1m以上3m未満の範囲の生枝を1.0m以上上げる作業
高さ2~3m	枝打B1-〇	地上2m以上4m未満の範囲の生枝を1.0m以上上げる作業
高さ3~4m	枝打C1-〇	地上3m以上5m未満の範囲の生枝を1.0m以上上げる作業
高さ1~3m	枝打B2-〇	地上1m以上4m未満の範囲の生枝を2.0m以上上げる作業
高さ2~4m	枝打C2-〇	地上2m以上5m未満の範囲の生枝を2.0m以上上げる作業

【単価適用の例】

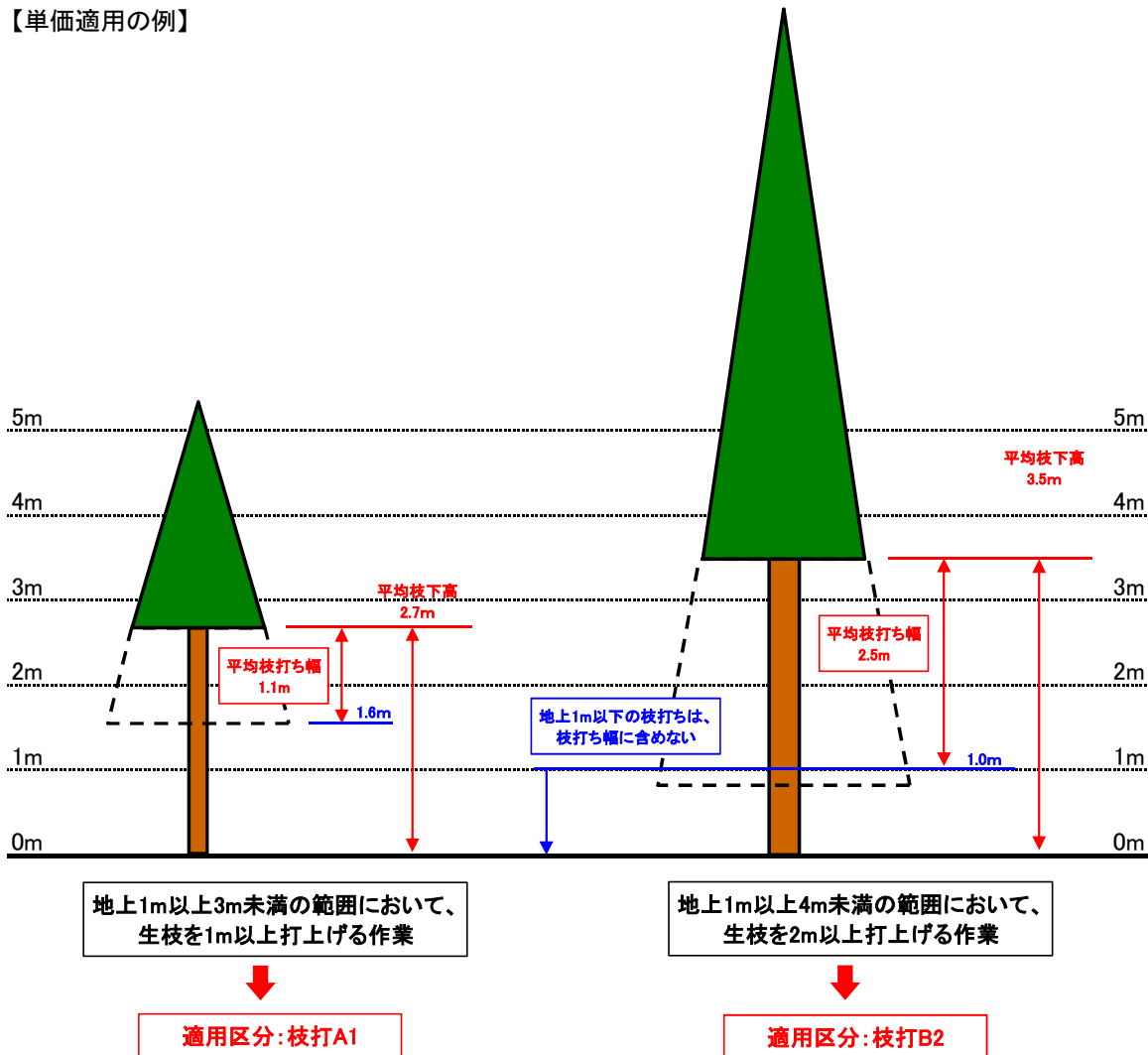


表. 枝打ち標準単価適用早見表

平均 枝下高	平均 枝打ち幅	単 価 区 分	1m以上	2m以上	3m以上	4m以上	5m以上	6m以上
			2m未満	3m未満	4m未満	5m未満	6m未満	7m未満
単価区分			1	2	3	4	5	6
1m以上	2m未満	—						
2m以上	3m未満	A	枝打A1					
3m以上	4m未満	B	枝打B1	枝打B2				
4m以上	5m未満	C	枝打C1	枝打C2				
5m以上	6m未満	D						
6m以上	7m未満	E	別途単価協議					
7m以上	8m未満	F						

令和5年度造林事業標準単価

植栽		地拵え					
区分		細区分		請負	請負以外	消費税抜き	
普通地拵え	草地・灌木地			324,000	294,000	294,000	
	ササ地・草丈1m以下			299,000	272,000	272,000	
	ササ地・草丈1m超			422,000	384,000	384,000	
一貫作業システムの機械地拵え	人力・グラップル併用			267,000	245,000	243,000	
	グラップルのみ			211,000	195,000	192,000	
特殊地拵え	小径木林			401,000	365,000	365,000	
	竹林林種転換	伐採本数					
			1,000本未満	竹地拵00	156,000	142,000	142,000
		1,000本以上	2,000本未満	竹地拵01	313,000	285,000	285,000
		2,000本以上	3,000本未満	竹地拵02	523,000	475,000	475,000
		3,000本以上	4,000本未満	竹地拵03	732,000	665,000	665,000
		4,000本以上	5,000本未満	竹地拵04	941,000	856,000	856,000
		5,000本以上	6,000本未満	竹地拵05	1,151,000	1,046,000	1,046,000
		6,000本以上	7,000本未満	竹地拵06	1,360,000	1,236,000	1,236,000
		7,000本以上	8,000本未満	竹地拵07	1,569,000	1,427,000	1,427,000
		8,000本以上	9,000本未満	竹地拵08	1,779,000	1,617,000	1,617,000
		9,000本以上	10,000本未満	竹地拵09	1,988,000	1,807,000	1,807,000
		10,000本以上	11,000本未満	竹地拵10	2,197,000	1,997,000	1,997,000
		11,000本以上	12,000本未満	竹地拵11	2,407,000	2,188,000	2,188,000
		12,000本以上	13,000本未満	竹地拵12	2,616,000	2,378,000	2,378,000
13,000本以上	14,000本未満	竹地拵13	2,825,000	2,568,000	2,568,000		
	14,000本以上	15,000本未満	竹地拵14	3,034,000	2,759,000	2,759,000	

※畑及び水田に植栽する場合は地拵え経費は計上しないこと。

区分	スギ・ヒノキ(裸苗)			在来スギ(コンテナ苗)		
	請負	請負以外	消費税抜き	請負	請負以外	消費税抜き
1,500本	334,000	322,000	304,000	502,000	490,000	456,000
1,600本	357,000	343,000	324,000	535,000	523,000	487,000
1,700本	379,000	364,000	345,000	569,000	556,000	517,000
1,800本	401,000	386,000	365,000	602,000	588,000	547,000
1,900本	424,000	407,000	385,000	636,000	621,000	578,000
2,000本	446,000	429,000	405,000	669,000	654,000	608,000
2,200本	491,000	472,000	446,000	736,000	719,000	669,000
2,500本	558,000	536,000	507,000	837,000	817,000	761,000
2,700本	602,000	579,000	547,000	904,000	883,000	821,000
3,000本	669,000	643,000	608,000	1,004,000	981,000	913,000

区分	少花粉スギ(裸苗)			少花粉スギ(コンテナ苗)			少花粉ヒノキ(コンテナ苗)		
	請負	請負以外	消費税抜き	請負	請負以外	消費税抜き	請負	請負以外	消費税抜き
1,500本	392,000	379,000	356,000	520,000	508,000	472,000	520,000	508,000	472,000
1,600本	418,000	404,000	380,000	554,000	542,000	504,000	554,000	542,000	504,000
1,700本	444,000	429,000	404,000	589,000	576,000	535,000	589,000	576,000	535,000
1,800本	470,000	455,000	427,000	624,000	610,000	567,000	624,000	610,000	567,000
1,900本	496,000	480,000	451,000	658,000	644,000	599,000	658,000	644,000	599,000
2,000本	522,000	505,000	475,000	693,000	678,000	630,000	693,000	678,000	630,000
2,200本	575,000	556,000	522,000	762,000	745,000	693,000	762,000	745,000	693,000
2,500本	653,000	632,000	594,000	866,000	847,000	788,000	866,000	847,000	788,000
2,700本	705,000	682,000	641,000	936,000	915,000	851,000	936,000	915,000	851,000
3,000本	784,000	758,000	712,000	1,040,000	1,017,000	945,000	1,040,000	1,017,000	945,000

令和5年度造林事業標準単価

区分	とっとり沖の山スギ(裸苗)			とっとり沖の山スギ(コンテナ苗)			コウヨウザン(コンテナ苗)		
	請負	請負以外	消費税抜き	請負	請負以外	消費税抜き	請負	請負以外	消費税抜き
1,500本	392,000	379,000	356,000	538,000	526,000	489,000	573,000	562,000	521,000
1,600本	418,000	404,000	380,000	573,000	561,000	521,000	612,000	599,000	556,000
1,700本	444,000	429,000	404,000	609,000	596,000	554,000	650,000	637,000	591,000
1,800本	470,000	455,000	427,000	645,000	631,000	586,000	688,000	674,000	625,000
1,900本	496,000	480,000	451,000	681,000	666,000	619,000	726,000	712,000	660,000
2,000本	522,000	505,000	475,000	717,000	701,000	652,000	765,000	749,000	695,000
2,200本	575,000	556,000	522,000	789,000	772,000	717,000	841,000	824,000	765,000
2,500本	653,000	632,000	594,000	896,000	877,000	815,000	956,000	937,000	869,000
2,700本	705,000	682,000	641,000	968,000	947,000	880,000	1,032,000	1,012,000	939,000
3,000本	784,000	758,000	712,000	1,076,000	1,052,000	978,000	1,147,000	1,124,000	1,043,000

区分	ヒノキ精英樹(コンテナ苗)		
	請負	請負以外	消費税抜き
1,500本	502,000	490,000	456,000
1,600本	535,000	523,000	487,000
1,700本	569,000	556,000	517,000
1,800本	602,000	588,000	547,000
1,900本	636,000	621,000	578,000
2,000本	669,000	654,000	608,000
2,200本	736,000	719,000	669,000
2,500本	837,000	817,000	761,000
2,700本	904,000	883,000	821,000
3,000本	1,004,000	981,000	913,000

区分	アスナロ(ポット苗)			抵抗性アカマツ(裸苗)			抵抗性クロマツ(裸苗)		
	請負	請負以外	消費税抜き	請負	請負以外	消費税抜き	請負	請負以外	消費税抜き
1,500本	767,000	754,000	697,000	284,000	271,000	258,000	284,000	271,000	258,000
1,600本	818,000	805,000	744,000	303,000	289,000	276,000	303,000	289,000	276,000
1,700本	870,000	855,000	791,000	322,000	308,000	293,000	322,000	308,000	293,000
1,800本	921,000	905,000	837,000	341,000	326,000	310,000	341,000	326,000	310,000
1,900本	972,000	956,000	884,000	360,000	344,000	327,000	360,000	344,000	327,000
2,000本	1,023,000	1,006,000	930,000	379,000	362,000	345,000	379,000	362,000	345,000
2,200本	1,125,000	1,107,000	1,023,000	417,000	398,000	379,000	417,000	398,000	379,000
2,500本	1,279,000	1,258,000	1,163,000	474,000	453,000	431,000	474,000	453,000	431,000
2,700本	1,381,000	1,358,000	1,256,000	512,000	489,000	466,000	512,000	489,000	466,000
3,000本	1,535,000	1,509,000	1,395,000	569,000	543,000	517,000	569,000	543,000	517,000

区分	カラマツ(裸苗)			カラマツ(コンテナ苗)			カラマツ(ポット苗)		
	請負	請負以外	消費税抜き	請負	請負以外	消費税抜き	請負	請負以外	消費税抜き
1,500本									
1,600本	380,000	366,000	345,000	592,000	580,000	539,000	628,000	614,000	570,000
1,700本	403,000	389,000	367,000	630,000	617,000	572,000	667,000	652,000	606,000
1,800本	427,000	412,000	388,000	667,000	653,000	606,000	706,000	691,000	642,000
1,900本	451,000	435,000	410,000	704,000	689,000	640,000	745,000	729,000	678,000
2,000本	475,000	457,000	431,000	741,000	725,000	673,000	785,000	767,000	713,000
2,200本	522,000	503,000	475,000	815,000	798,000	741,000	863,000	844,000	785,000
2,500本	593,000	572,000	539,000	926,000	907,000	842,000	981,000	959,000	892,000
2,700本	641,000	618,000	583,000	1,000,000	979,000	909,000	1,059,000	1,036,000	963,000
3,000本	712,000	686,000	647,000	1,111,000	1,088,000	1,010,000	1,177,000	1,151,000	1,070,000

令和5年度造林事業標準単価

区分	クヌギ・コナラ・その他広葉樹 (裸苗)			クヌギ (コンテナ苗)			コナラ (コンテナ苗)		
	請負	請負以外	消費税抜き	請負	請負以外	消費税抜き	請負	請負以外	消費税抜き
1,500本	302,000	289,000	275,000	520,000	508,000	472,000	520,000	508,000	472,000
1,600本	322,000	309,000	293,000	554,000	542,000	504,000	554,000	542,000	504,000
1,700本	343,000	328,000	311,000	589,000	576,000	535,000	589,000	576,000	535,000
1,800本	363,000	347,000	330,000	624,000	610,000	567,000	624,000	610,000	567,000
1,900本	383,000	367,000	348,000	658,000	644,000	599,000	658,000	644,000	599,000
2,000本	403,000	386,000	366,000	693,000	678,000	630,000	693,000	678,000	630,000
2,200本	443,000	424,000	403,000	762,000	745,000	693,000	762,000	745,000	693,000
2,500本	504,000	483,000	458,000	866,000	847,000	788,000	866,000	847,000	788,000
2,700本	544,000	521,000	495,000	936,000	915,000	851,000	936,000	915,000	851,000
3,000本	605,000	579,000	550,000	1,040,000	1,017,000	945,000	1,040,000	1,017,000	945,000

区分	ブナ(ポット苗)			トチ(ポット苗)		
	請負	請負以外	消費税抜き	請負	請負以外	消費税抜き
1,500本	678,000	665,000	616,000	678,000	665,000	616,000
1,600本	723,000	709,000	657,000	723,000	709,000	657,000
1,700本	768,000	754,000	698,000	768,000	754,000	698,000
1,800本	813,000	798,000	739,000	813,000	798,000	739,000
1,900本	859,000	842,000	781,000	859,000	842,000	781,000
2,000本	904,000	887,000	822,000	904,000	887,000	822,000
2,200本	994,000	975,000	904,000	994,000	975,000	904,000
2,500本	1,130,000	1,109,000	1,027,000	1,130,000	1,109,000	1,027,000
2,700本	1,220,000	1,197,000	1,109,000	1,220,000	1,197,000	1,109,000
3,000本	1,356,000	1,330,000	1,233,000	1,356,000	1,330,000	1,233,000

区分	キハダ(ポット苗)			その他広葉樹(ポット苗)※		
	請負	請負以外	消費税抜き	請負	請負以外	消費税抜き
1,500本	678,000	665,000	616,000	588,000	576,000	535,000
1,600本	723,000	709,000	657,000	628,000	614,000	570,000
1,700本	768,000	754,000	698,000	667,000	652,000	606,000
1,800本	813,000	798,000	739,000	706,000	691,000	642,000
1,900本	859,000	842,000	781,000	745,000	729,000	678,000
2,000本	904,000	887,000	822,000	785,000	767,000	713,000
2,200本	994,000	975,000	904,000	863,000	844,000	785,000
2,500本	1,130,000	1,109,000	1,027,000	981,000	959,000	892,000
2,700本	1,220,000	1,197,000	1,109,000	1,059,000	1,036,000	963,000
3,000本	1,356,000	1,330,000	1,233,000	1,177,000	1,151,000	1,070,000

※ブナ・トチ・キハダを除く

令和5年度造林事業標準単価

下刈り					
区分		請負	請負以外	消費税抜き	使用薬剤
下刈り	全刈り・1回刈り	162,000	147,000	147,000	－
	全刈り・2回刈り	139,000	126,000	126,000	－
	筋刈り・1回刈り	52,000	47,000	47,000	－
	筋刈り・2回刈り	45,000	41,000	41,000	－
薬剤下刈り	薬剤下刈り1	254,000	245,000	231,000	ザイトロン
	薬剤下刈り2	305,000	298,000	277,000	ザイトロン・フレノック
	薬剤下刈り3	186,000	175,000	169,000	ケイピン

雪起こし			
区分	請負	請負以外	消費税抜き
雪起こし	193,000	179,000	175,000

倒木起こし			
区分	請負	請負以外	消費税抜き
倒木起こし	223,000	207,000	202,000

枝打ち ※標準単価の適用に当たっては、別紙1及び別紙2を参考とすること

実施本数	枝打範囲 高さ1～2m(平均枝下高3m未満)			
	細区分	請負	請負以外	消費税抜き
1000本以上	枝打A1-10	90,000	81,000	81,000
1200本以上	枝打A1-12	108,000	98,000	98,000
1400本以上	枝打A1-14	126,000	114,000	114,000
1600本以上	枝打A1-16	144,000	131,000	131,000

実施本数	枝打範囲 高さ2～3m(平均枝下高4m未満)				枝打範囲 高さ1～3m(平均枝下高4m未満)			
	細区分	請負	請負以外	消費税抜き	細区分	請負	請負以外	消費税抜き
1000本以上	枝打B1-10	107,000	97,000	97,000	枝打B2-10	197,000	179,000	179,000
1200本以上	枝打B1-12	128,000	117,000	117,000	枝打B2-12	236,000	215,000	215,000
1400本以上	枝打B1-14	150,000	136,000	136,000	枝打B2-14	276,000	251,000	251,000
1600本以上	枝打B1-16	171,000	156,000	156,000	枝打B2-16	315,000	287,000	287,000

実施本数	枝打範囲 高さ3～4m(平均枝下高5m未満)				枝打範囲 高さ2～4m(平均枝下高5m未満)			
	細区分	請負	請負以外	消費税抜き	細区分	請負	請負以外	消費税抜き
1000本以上	枝打C1-10	120,000	109,000	109,000	枝打C2-10	227,000	206,000	206,000
1200本以上	枝打C1-12	144,000	131,000	131,000	枝打C2-12	273,000	248,000	248,000
1400本以上	枝打C1-14	168,000	152,000	152,000	枝打C2-14	318,000	289,000	289,000
1600本以上	枝打C1-16	192,000	174,000	174,000	枝打C2-16	364,000	330,000	330,000

令和5年度造林事業標準単価

除伐			請負	請負以外	消費税抜き
区分			請負	請負以外	消費税抜き
除伐			166,000	151,000	151,000
侵入竹除去 (集積あり)	伐採本数	細区分			
	100本未満	侵入竹1	15,000	14,000	14,000
	100～200本	侵入竹2	31,000	28,000	28,000
	200～300本	侵入竹3	52,000	47,000	47,000
	300～400本	侵入竹4	73,000	66,000	66,000
	400～500本	侵入竹5	94,000	85,000	85,000
	500～600本	侵入竹6	115,000	104,000	104,000
	600～700本	侵入竹7	136,000	123,000	123,000
	700～800本	侵入竹8	156,000	142,000	142,000
800本以上	侵入竹9	177,000	161,000	161,000	

保育間伐				請負	請負以外	消費税抜き
区分				請負	請負以外	消費税抜き
保育間伐	選木あり	7 齢級以下	保育間伐1-1	142,000	129,000	129,000
		8 齢級～12 齢級	保育間伐1-2	67,000	61,000	61,000
		刈払機併用 (7 齢級以下)	保育間伐2	192,000	175,000	175,000
	選木なし	7 齢級以下	保育間伐1-1	96,000	87,000	87,000
		8 齢級～12 齢級	保育間伐1-2	45,000	41,000	41,000
		刈払機併用 (7 齢級以下)	保育間伐2	146,000	132,000	132,000

間伐				
区分		請負	請負以外	消費税抜き
切捨間伐	選木あり	119,000	109,000	109,000
	選木なし	87,000	79,000	79,000

間伐		定性							
区分		選木あり							
		搬出材積(m ³ /ha)							
		10-20 (15)	20-30 (25)	30-40 (35)	40-50 (45)	50-60 (55)	60-70 (65)	70-80 (75)	80-90 (85)
請負	車両系	205,000	260,000	315,000	370,000	425,000	481,000	536,000	566,000
	架線系	218,000	282,000	346,000	410,000	474,000	538,000	602,000	642,000
請負以外	車両系	187,000	237,000	287,000	338,000	388,000	438,000	488,000	516,000
	架線系	199,000	257,000	316,000	374,000	432,000	491,000	549,000	585,000
消費税抜き	車両系	187,000	237,000	287,000	337,000	387,000	437,000	487,000	515,000
	架線系	198,000	257,000	315,000	373,000	431,000	489,000	548,000	584,000

区分		選木なし							
		搬出材積(m ³ /ha)							
		10-20 (15)	20-30 (25)	30-40 (35)	40-50 (45)	50-60 (55)	60-70 (65)	70-80 (75)	80-90 (85)
請負	車両系	177,000	232,000	287,000	342,000	397,000	452,000	507,000	543,000
	架線系	190,000	254,000	318,000	382,000	446,000	510,000	574,000	619,000
請負以外	車両系	161,000	211,000	261,000	312,000	362,000	412,000	462,000	496,000
	架線系	173,000	231,000	290,000	348,000	406,000	465,000	523,000	565,000
消費税抜き	車両系	161,000	211,000	261,000	311,000	361,000	411,000	461,000	494,000
	架線系	172,000	231,000	289,000	347,000	405,000	463,000	522,000	563,000

令和5年度造林事業標準単価

間伐		列状							
区分		選木あり							
		搬出材積(m3/ha)							
		10-20 (15)	20-30 (25)	30-40 (35)	40-50 (45)	50-60 (55)	60-70 (65)	70-80 (75)	80-90 (85)
請負	車両系	178,000	225,000	273,000	320,000	368,000	415,000	463,000	489,000
	架線系	188,000	243,000	297,000	352,000	406,000	461,000	515,000	548,000
請負以外	車両系	162,000	205,000	249,000	292,000	335,000	379,000	422,000	446,000
	架線系	171,000	221,000	271,000	321,000	370,000	420,000	470,000	500,000
消費税抜き	車両系	161,000	205,000	248,000	291,000	334,000	377,000	421,000	444,000
	架線系	171,000	221,000	270,000	320,000	369,000	419,000	468,000	498,000

区分		選木なし							
		搬出材積(m3/ha)							
		10-20 (15)	20-30 (25)	30-40 (35)	40-50 (45)	50-60 (55)	60-70 (65)	70-80 (75)	80-90 (85)
請負	車両系	165,000	213,000	260,000	308,000	355,000	403,000	450,000	479,000
	架線系	176,000	230,000	285,000	339,000	394,000	448,000	503,000	539,000
請負以外	車両系	150,000	194,000	237,000	281,000	324,000	367,000	411,000	437,000
	架線系	160,000	210,000	259,000	309,000	359,000	409,000	459,000	491,000
消費税抜き	車両系	150,000	193,000	236,000	280,000	323,000	366,000	409,000	436,000
	架線系	160,000	209,000	259,000	308,000	358,000	407,000	457,000	490,000

更新伐		定性				
区分		選木あり				
		搬出材積(m3/ha)				
		10-20 (15)	20-40 (30)	40-60 (50)	60-80 (70)	80-100 (90)
請負	車両系	293,000	383,000	504,000	625,000	747,000
	架線系	317,000	432,000	586,000	739,000	893,000
請負以外	車両系	266,000	349,000	459,000	570,000	681,000
	架線系	288,000	393,000	533,000	674,000	814,000
消費税抜き	車両系	266,000	348,000	458,000	569,000	679,000
	架線系	288,000	393,000	532,000	672,000	812,000

区分		選木なし				
		搬出材積(m3/ha)				
		10-20 (15)	20-40 (30)	40-60 (50)	60-80 (70)	80-100 (90)
請負	車両系	238,000	328,000	449,000	571,000	692,000
	架線系	262,000	377,000	531,000	684,000	838,000
請負以外	車両系	216,000	299,000	410,000	520,000	631,000
	架線系	238,000	343,000	484,000	624,000	764,000
消費税抜き	車両系	216,000	298,000	408,000	519,000	629,000
	架線系	238,000	343,000	482,000	622,000	762,000

令和5年度造林事業標準単価

樹下植栽		萌芽整理	
区分	請負	請負以外	消費税抜き
萌芽整理	152,000	138,000	138,000

付帯施設等整備		荒廃竹林整備			
伐採本数	細区分	請負	請負以外	消費税抜き	
1,000本未満	荒廃竹00	156,000	142,000	142,000	
1,000本以上 2,000本未満	荒廃竹01	313,000	285,000	285,000	
2,000本以上 3,000本未満	荒廃竹02	523,000	475,000	475,000	
3,000本以上 4,000本未満	荒廃竹03	732,000	665,000	665,000	
4,000本以上 5,000本未満	荒廃竹04	941,000	856,000	856,000	
5,000本以上 6,000本未満	荒廃竹05	1,151,000	1,046,000	1,046,000	
6,000本以上 7,000本未満	荒廃竹06	1,360,000	1,236,000	1,236,000	
7,000本以上 8,000本未満	荒廃竹07	1,569,000	1,427,000	1,427,000	
8,000本以上 9,000本未満	荒廃竹08	1,779,000	1,617,000	1,617,000	
9,000本以上 10,000本未満	荒廃竹09	1,988,000	1,807,000	1,807,000	
10,000本以上 11,000本未満	荒廃竹10	2,197,000	1,997,000	1,997,000	
11,000本以上 12,000本未満	荒廃竹11	2,407,000	2,188,000	2,188,000	
12,000本以上 13,000本未満	荒廃竹12	2,616,000	2,378,000	2,378,000	
13,000本以上 14,000本未満	荒廃竹13	2,825,000	2,568,000	2,568,000	
14,000本以上 15,000本未満	荒廃竹14	3,034,000	2,759,000	2,759,000	

付帯施設等整備		鳥獣害防止施設等整備				
区分		請負	請負以外	消費税抜き	備考	
シカ防護柵	-	多雪 網目辺長 10cm以下	281,000	276,000	256,000	設置延長100mあたり
		多雪 ウサギ対策兼用 (網目辺長5cm以下)	295,000	289,000	268,000	
	上下2段張	多雪・上下2段張	488,000	474,000	444,000	
イノシシ防護柵		-	284,000	275,000	258,000	設置延長100mあたり

花粉発生源植替え		請負	請負以外	消費税抜き	備考
一貫作業(皆伐:伐倒～集材)		1,463,000	1,339,000	1,330,000	花粉発生源対策促進事業のみに適用

鳥取県造林事業シカ防護柵標準設計仕様書

本仕様書は鳥取県造林事業の鳥獣害防止施設等整備により行うもののうちシカ防護柵について適用する。なお、支柱間隔等の本仕様書によらないものについては、実際に現地に設置するシカ防護柵のメーカー仕様書等に従い実施すること。

1 支柱

- (1) 設置高は 180cm 以上とすること。
- (2) 50cm 程度を堅固な地山に打込み、しっかりと固定すること。
- (3) 積雪の多い地域については、積雪量や現地の地形等を考慮し、適切な材質、強度等を有する支柱を最大 3m 程度の間隔で設置することとし、メーカーが耐雪性を有するとしており、且つ設置実績のある資材を原則使用すること。

2 支柱支持ロープ

- (1) 設置する支柱の少なくとも 1 本おき（2 本に 1 本）に、支柱支持ロープ等で固定すること。
- (2) ロープは緩みなく張り、アンカーピンにより堅固な地山へしっかりと固定すること。
- (3) 施行地周辺の立木を利用できる場合は、立木にネットを確実に固定し、支柱の代用とすることができる。

3 ネット

- (1) ステンレス入り （又は同等以上の強度を有する強化繊維入り） ポリエチレン製で、網目辺長 10cm 以下のネットを使用すること。なお、ウサギの侵入を防止する必要がある場合においては、地際から高さ 1m 以上の範囲において網目辺長 5cm 以下のネットを使用すること。
- (2) ネット高は 180cm 以上とすること。なお、施行地が林内路網沿い等で、林内路網上等からシカ防護柵を飛び越え、施行地内にシカが侵入する恐れのある区域については、現地の状況に応じて、ネット高さを決めること。
- (3) ネットは各支柱の少なくとも最上部 1 箇所固定し、その下部についてもメーカー仕様等に応じて結束バンド等で固定すること。
- (4) 上部張りロープを使用し、ネットが大きく垂れ下がらないように設置すること。
- (5) 下部押えロープを使用し、ネット下部と地面の間に隙間ができないように設置すること。
- (6) スカートネットを必ず設置すること。
- (7) ネット下部及びスカートネットは、アンカーピンにより堅固な地山へしっかりと固定すること。

鳥取県造林事業イノシシ防護柵標準設計仕様書

本仕様書は、鳥取県造林事業の鳥獣害防止施設等整備により行うもののうちイノシシ防護柵について適用する。なお、本仕様書によるほか、別紙設置標準図に記載の規格・構造以上のものとする。

1 使用資材

種類	規格等
(1) ワイヤーマッシュ	○亜鉛メッキ加工されているもの ○高さ 1.0～1.2m×長さ 2.0m ○線径 φ5mm 以上
(2) 支柱	○異形棒鋼（亜鉛メッキ加工）φ13mm 以上 ○長さは、下記2の（1）に規定する打込み深さを確保でき、支柱の上端がワイヤーマッシュの高さと同程度以上になるものとする
(3) 中間支柱	○異形棒鋼φ13mm 以上 ○長さは、下記2の（1）に規定する打込み深さを確保でき、中間支柱の上端がワイヤーマッシュの高さと同程度以上になるものとする
(4) 結束線（針金）	○亜鉛メッキ鉄線 ○太さ 14号～16号（線径φ1.6～2.0mm） ○長さ 0.4m の結束線を2つ折りにして使用

2 支柱及び中間支柱の設置

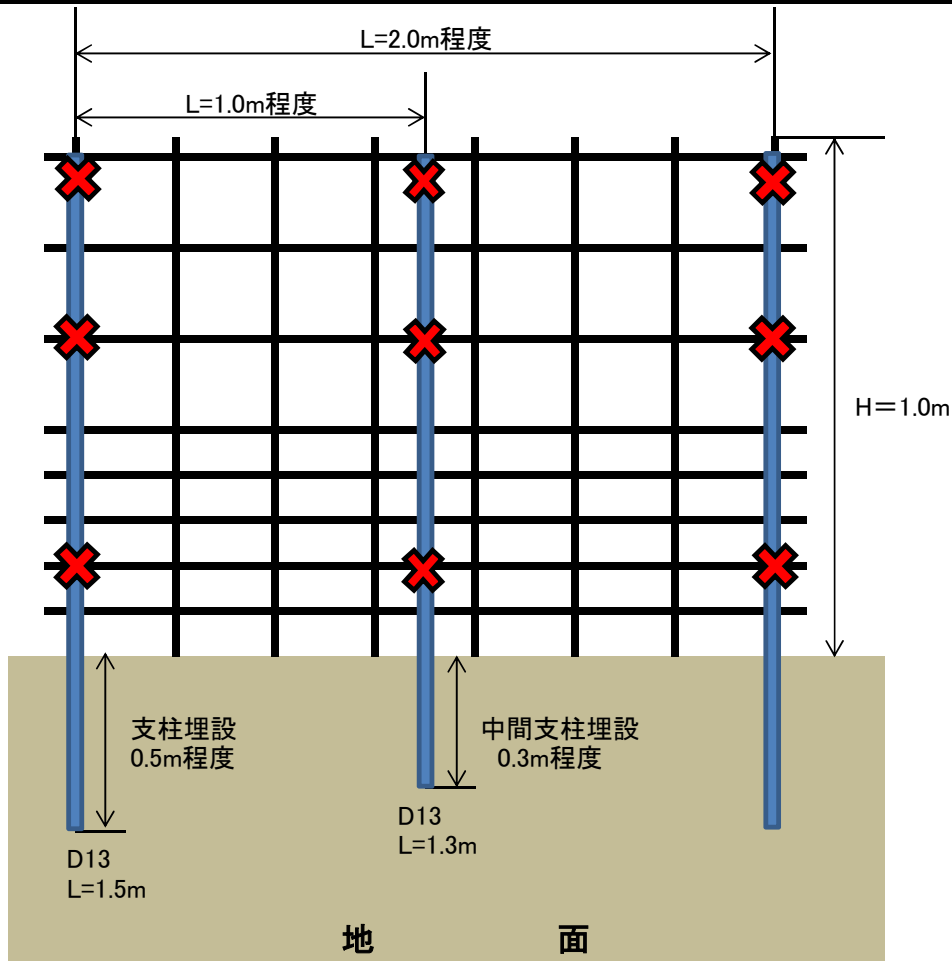
- (1) 支柱は堅固な地山に 50cm 程度（中間支柱 30cm 程度）打込み、しっかりと固定すること。
- (2) 支柱及び中間支柱が柵の内側（施行地側）になるように設置すること。
- (3) 2枚のワイヤーマッシュの端と支柱が重なるように設置すること。
- (4) ワイヤーマッシュの1枚ごとに中間を中間支柱により固定すること。

3 ワイヤーマッシュの設置

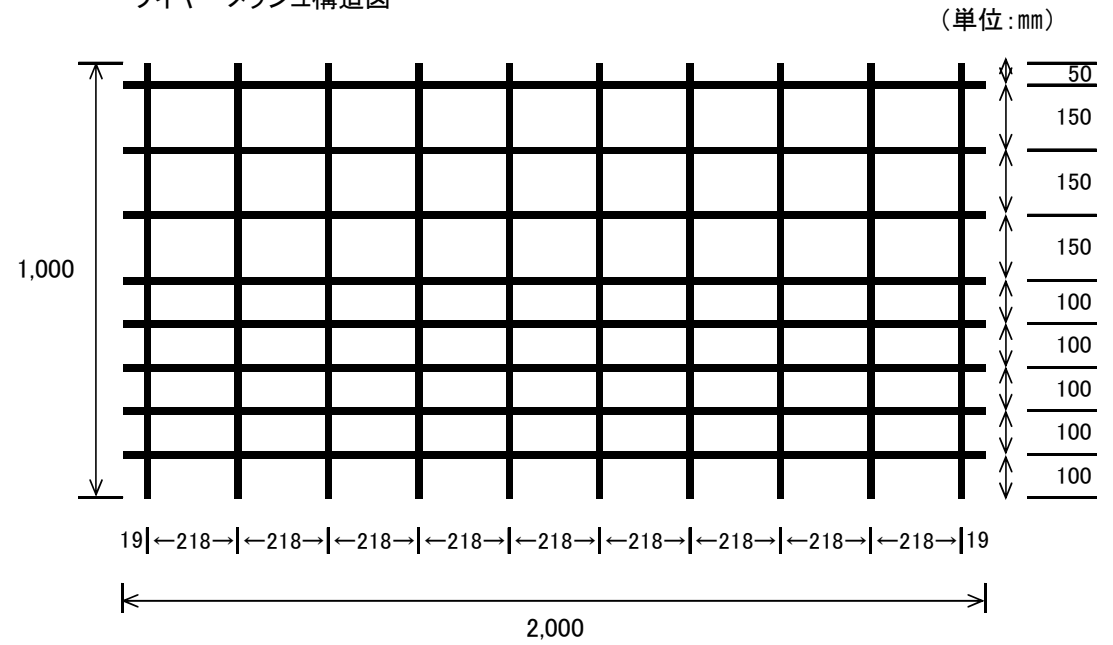
- (1) 支柱と柵の向きに注意して、柵の下部を地面に埋め込むこと。
- (2) ワイヤーマッシュの縦方向の鉄線を柵の外側（施行地外側）へ向けて配置すること。
- (3) ワイヤーマッシュと地面の間に隙間ができないように設置すること。
- (4) 支柱及び中間支柱とワイヤーマッシュの縦方向の鉄線の上下3箇所以上について、結束線を用いたたすきがけで結束すること。
- (5) 傾斜地では、ワイヤーマッシュ同士を隙間ができないように重ねて配置し、固定すること。
- (6) 水路、溝などの凹部分は、切断したメッシュを挿入・固定すること。

(別紙)

ワイヤーメッシュ柵設置標準図



ワイヤーメッシュ構造図



〔規格〕

線材 : 亜鉛メッキ鉄線 JIS G 3547 SWM GH-3

網長さ : $2,000\text{mm}$

網幅 : $1,000\text{mm}$

線径 : 5mm

✕ は結束箇所 (※ 0.4m の結束線を2つ折りにして使用し、支柱及び中支柱の1本あたり3箇所を固定)